

薬機発第 1101001 号

平成 29 年 11 月 1 日

別 記 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
理事長 近藤 達也

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」の一部改正について

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査等業務に対し、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

当機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等については、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」（平成 24 年 3 月 2 日薬機発第 0302070 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定められているところです。

今般、機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について、別添の新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 11 月 1 日から施行することとしました。

改正の概要は下記のとおりですので、貴管下関係者への周知いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

- ① 医薬品条件付き早期承認品目該当性相談を新設しました。
- ② 関西支部テレビ会議システムの利用対象に安全対策に関する相談を追加しました。
- ③ 医薬品の再審査、再評価等を目的とした疫学調査に係る相談を新設しました。